

上鎌倉志三の卷、禪興寺鐘銘に寛文改元辛丑歲、東都豪貴内藤佩帶内助とあり。此銘は天和二年臯月、南禪寺見僧錄司剛室崇寛の撰也。などに出てはやく寛文といふとしの頃にきこえたるを、世人物部氏がみだりごとにおこれりとおもふは、いみじきひがこと也。そは古事談五の卷、北野天神社佛寺事の條、太平記神事の條、天北野縁起卷下天満宮託宣記正暦四年十一月十六日の條、梅城錄空華集廿の卷、天文祭筑前國續風土記一の卷などに、太宰府を西都といひ、空華集北野行祠詩に、西府東都比一覽亭の詩鎌倉志二の卷に載す、嘉曆年中鎌倉慈恩寺の詩鎌倉志七の卷、前南禪大夢に境と見ゆ、都至曾誇絕境殊恩などに、鎌倉を東都といひ、萬葉集十八の卷、越中守大伴家持宿禰の坂上郎山客安来比度可久古非須良波伊家流思留事安里と見ゆ、橋千陸が略解に、本居宣長云、大平が説に、都夜故は夜都故を誤れる也といへり、まことに法かるべし。國府をひなののみやこといふべきよしなし、遠の朝廷といふとは、事のさまかはれりといへり、といふ説を載たれど、中々にひがことには仙覺抄十九の卷に、都夜故と書いてみやことよむことは傍訓の證據もありぬべし。(中略)その心をいはゞ、みやことは王城をいふ、しかるにひなののみやこといふは、諸國田村の謠詞表百番の國府は田舎にとりてのみやこなれば、ひなののみやこといふべし。(中略)活板に重の春にいそがんと見ゆ、などに、國府をひなののみやこといへるにむかへて、そのにぎは、しき所なれば、うちひさす花の都のありさまにたとへしのみ、中和名抄に、遠江國引佐郡の京田註所の多氣の都、略、信濃の都、井、略、註みちのくの都島、略、註おなじ國のみやこの里、略、註などもひなの都のあかしといふべし、そが中に太宰府と豊前國の京都のこほりとは皇居の跡也。(中略)下の倭訓栞前編二十五ひなのみやこ、萬葉集によめり、越中の國府をいふ、日本紀に、東夷之中有日高見國といへるに語意同じければ、何れの國にてもいふべし。

〔萬葉集十〕越中守大伴宿禰家持報歌并所心三首
安萬射可流比奈能都夜故爾安米比度之可久吉非

須良波伊家流思留事安里

東雅地三輿鄙。

義不詳上古には至尊を稱するに日を以てし、其立ち給ふ所を稱するに天を